

# 吉野川歴史探訪 別宮川三郎編 最終回

## ～吉野川治水水利史における最大の懸案、第十堰～

こんにちは。別宮川三郎です。吉野川歴史探訪（別宮川三郎編）は、2016年（平成28年）6月に「Ourよしのがわ」を創刊以来、藩政期から昭和を中心に吉野川の治水水利に関する出来事を連載してきました。

前回、第十樋門、第十運河を探訪しましたが、この施設を通じて、旧吉野川へ分水した水は、北岸下流域の人々の暮らしを支えてきました。この分水のため、水位を確保してきたのが「第十堰」です。その役割は現在も変わっていませんが、藩政期に築造されて以来、流出・損傷や修築を繰り返し、時には、撤去・存続を巡り度々混乱してきました。

今回は、現在も吉野川の治水水利史上の最大の懸案である第十堰の成り立ち、先人達の堰への向き合い方などについて、吉野川百年史、吉野川検査復命書、徳島毎日新聞、阿波近古史談、吉野川（毎日新聞社編）などから探訪したいと思います。

### 1. 現在の第十堰の役割と課題

第十堰は、河口から約14km地点に、川の流れに対して、斜めに下堰と上堰の2段構造で、コンクリートで覆われた固定堰として存在しています。（写真1）その名称は、地名の由来であり、何かの順番を示したものではありません。

現在の堰の役割は、河口からの塩水の遡上をくい止めて、堰上流を真水に保つとともに、吉野川の水をせき上げて、旧吉野川へ導くことにより、下流北岸域の水道用水（鳴門市、松茂町、北島町の水源は全量依存）、工業用水、農業用水を取水できるようにするほか、徳島市、石井町の水道用水の取水を可能にするなど大切な役割を担う、無くてはならない構造物なのです。（写真2）また、堰は、床固めとして川底の状態を維持する役割を果たしており、堰上流の水際環境を創出しています。

しかし、第十堰は、老朽化が進行するとともに、洪水の流下阻害になって上流水位を高めるなど、その形状は、堰下流右岸堤防際の川底を侵食させるリスクなどを抱えています。



写真1.第十堰を下流から望む



写真2.第十堰の役割

## 2. 「新川掘り抜き工事」と「第十堰」の築造

私たちが普段から何気なく目にしている堤防は、藩政期の頃から時代の社会情勢などを踏まえて、段階的に積み重ねられた結果といえます。第十堰周辺はまさに、その典型的なものであって、堰の設置由来や当時の役割などを知るためには、藩政期まで遡る必要があります。

それでは、第十堰の成り立ちについて探訪しましょう。

豊臣秀吉の四国征伐に勲功のあった蜂須賀家政が入国し徳島城を築城しました。当時の吉野川は、第十から北へ流れ現在の旧吉野川・今切川として紀伊水道に注いでおり、徳島城に通じていませんでした。(写真3) 藩は、徳島城の防御、舟運のため、吉野川の水を引き込むことを決め、第4代藩主蜂須賀綱通は、吉野川と別宮川をつなぐ「新川掘り抜き工事」を寛文12年(1672)に行い、幅6~8間の水路を開削して別宮川へ導水したとされています。



写真 3.吉野川河口周辺の様子

(図1)

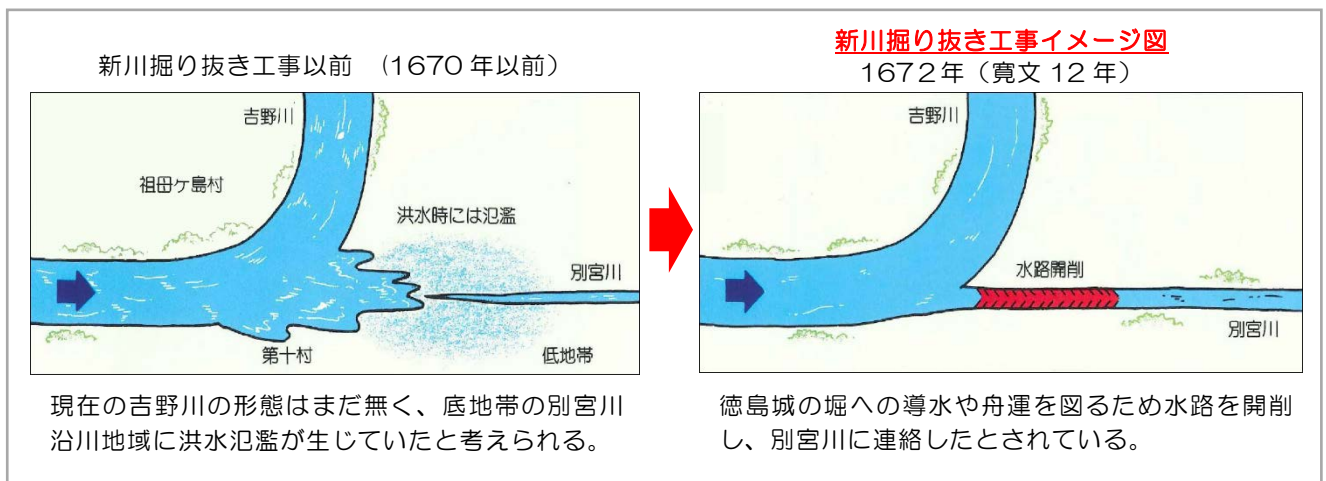


図 1.流路の変遷

ところが、別宮川沿いの土地が低いため、吉野川の水は別宮川へ流れるようになり、洪水の度に川岸を徐々に削り取り、川幅は拡大していきました。安永年間の東黒田村古文書には、工事が村民の反対を押し切って行われたことや、洪水時には東黒田村の旧集落を飲み込み川幅が拡大した記録が残されています。

また、工事の影響は別宮川筋の洪水被害に止まらず下流域の村々にも及びました。



写真 4.別宮川拡大による被害の範囲(イメージ)

新川掘り抜き工事後、吉野川の水勢はだんだん衰え、潮が遡上したことにより、元禄年間には水田耕作が減退し、海岸近くの地盤が低い村々では、毎年の年貢を納めることができず、離散する農民がでるほどに苦しんでいました。新川は、その後も成長が止まらず宝暦年間には幅200間以上に広がっていました。(写真4)

このため、平石村の庄屋重右衛門、大松村の庄屋丹右衛門が発起人となって川筋の44ヶ村が相談し、藩へ第十村で新川を堰き止めることを願い出て許可され、宝暦2年(1752)の春に堰が造られました。新しく造られた堰は、長さが220間(400m)、幅7間から12間で、その構造は、木杭の間に石を詰めた柵堰と呼ばれるものであったとされています。この堰が、「第十堰」(下堰)の原形なのです。(写真5)

このように、第十堰(下堰)は、およそ270年前に新川掘り抜き工事による下流域の農業用水の不足、塩水化を防ぐため、南から北へ流れる吉野川の水が、新川を通じて別宮川へこぼれないように吉野川右岸沿いに築造されました。遂に農民の念願が実現しましたが、堰の高さが低いため、水量が増えるものではなく、水位が低い時でも堰を越えて別宮川へ流下したといわれ、灌漑期の渇水時には、度々堰上に土のうを積んで、別宮川へこぼれないようにしていたとされています。(図2)



写真5.第十堰写真 明治41年東宮行啓写真 (学会誌 吉野川 創刊号)



図2.「村々沼川堰止之図」(国立国文学研究資料館蔵) に筆者加筆

### 3. 成長する別宮川、継ぎ足される下堰、そして上堰の築造

別宮川は、第十堰(下堰)が完成後も、洪水の度に流水がこの堰に当たり川底をさらえ、次第に川幅を広げ、一方で、吉野川は衰退していました。このため、別宮川の拡大に伴って、第十堰は継ぎ足し・補強を行わなければならない、その追加工事と補修の負担は莫大なものになりました。吉野川検査復命書によれば、明治17年(1884)の堰の長さは400間(720m)に達し、維持費用は年1万円を下らず、この頃は、県と利益を得る下流の63か村で負担していたとされています。

また、藩政期における吉野川の流れは、第十堰上流の西覚円付近で、八ヶ村堰という越流堰を通じて神宮川が本流から分派していました。神宮川は本流に劣らぬ水勢であったと言われており、本流の南側を東流して、東覚円の南、高畑を貫流して国府町芝原に迂回して第十で吉野川へ合流し、第十堰から別宮川へ水をこぼしながらも、かろうじて南から北へ流れていました。(図3)

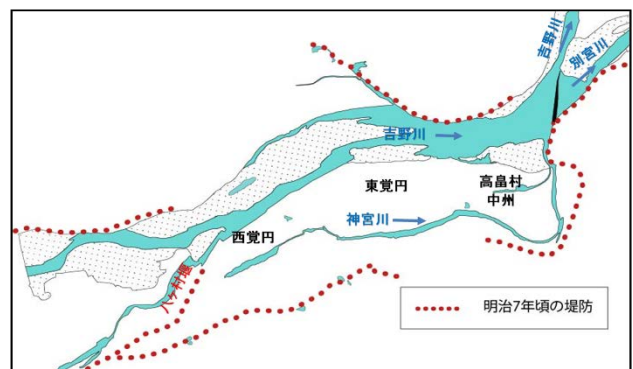


図3.明治7年頃の第十堰周辺(イメージ)

このような流況でも、別宮川の拡大は続き、第十堰の継ぎ足し・補強が必要だったのですが、明治8年に上流の吉野川南岸では八ヶ村堰を締め切って、高原から東覚円まで築堤が行われ派川の神宮川を吉野川から切り離しました。また、吉野川北岸の高瀬から高磯を通過し六条までの築堤が行われたことにより、第十以西の吉野川の川幅は180間となり、氾濫しながら流れていた洪水は、狭い河道に集中して西から東へ第十堰に向かって流れるようになりました。この時より、派流別宮川の流れが更に強まり、第十堰下流の別宮川沿いの堤防がない村々では水害が激化しました。また、吉野川本流の流れは以前に比べ更に弱まりました。

このように、堰下流南岸では洪水をまともに受け水害のおそれがあることや、本流への導水能力を高めるため、従来の堰体の上流右岸側に、150間と200間の「喰い違い堰」が明治11年(1878)に築造され、明治15年(1882)から明治17年(1884)にかけて、断続的に追加されました。この堰が今日の上堰の原形となりました。(図4)

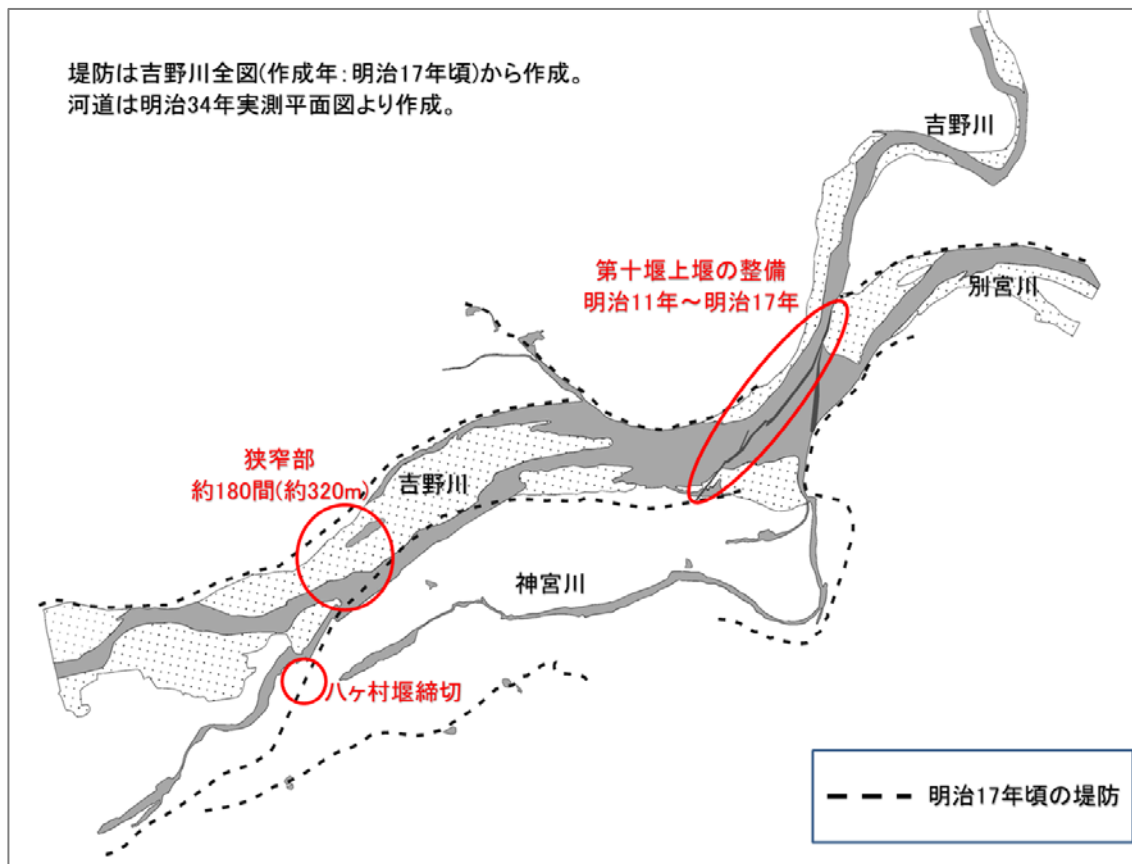


図4.明治17年頃の第十堰周辺(イメージ)

新川開削以降、別宮川は洪水のたびに川幅を広げ、第十堰が築造され、その後も継ぎ足し・補強を余儀なくされますが、明治初めの堤防整備は、その状況を更に加速させました。当時の藩の技術者は、まさか「新川掘り抜き工事」が吉野川の流れを大きく変えるほど重大な影響を及ぼすとは考えなかったのでしょうか。ただ、藩主の命のまま開いた水路が、僅か250年を経ずして幅1,000mを越える全国有数の大河川へ変貌していくのでした。



#### 4. 第十堰の撤去論と存続論

第十堰により本流へ導水される水は、下流左岸河口付近の新田開発地域で行われていた稲作の生命線でした。また、吉野川の中下流域では主として藍作を行っていたため、下流左岸河口の米作りの問題は徳島全体の問題でもありました。一方、徳島の命運を握る重要な堰は、毎年のように修繕や堆積土砂の撤去が必要で非常に手数の係る施設(写真6)であり、明治期に入り、堰の上流では洪水位が更に高まったことや、下流の別宮川筋では水害が増加したことから、第十堰の撤去・存続が度々問題になっていました。そのうち、吉野川の治水対策を考えた、ヨハネス・デ・レーケ、沖野忠雄ら技術者の考えと、明治末期の新聞報道などから第十堰の撤去論と存続論について探訪したいと思います。



写真 6. 第十堰復旧工事（大正 13 年）

##### (1) ヨハネス・デ・レーケの撤去論

上堰が完成した明治 17 年(1884)、国による吉野川修築事業に先立ち、吉野川の治水対策の方向性である「吉野川検査復命書」が、明治政府のお雇い技師であるヨハネス・デ・レーケにより提言されました。その中で、第十堰や、明治初めに築造した覚円堤防は、洪水防御の観点から有益なところがなく、堰上流の洪水位が上昇し別宮川への流速が増して却って悪くしているとして、利水の代替案を示しつつ、第十堰や覚円堤防は撤去しなければならないことを提言しました。

明治 18 年(1885)から開始された吉野川修築事業は、提言を参考にしたと考えられますが、覚円騒動(Our よしのがわ Vol.11、12)を背景とし、明治 22 年(1889)に僅か 4 年で成果がないまま中止になったので、当時の計画がよく分かっていません。第十堰周辺の状況は、明治 28 年 8 月の新聞記事によれば、「吉野川の流は第十堰下流で主に別宮川に流れているので、吉野川を改修するためには祖母ヶ島の鼻から突堤を設けて、本流と別宮川に同じ流量を流さなければならないとの意見に従って関係する沿岸の設計を行った」と記されています。また、そのことを裏付けるかのように、明治 21 年(1888)に作成した吉野川平面図には第十堰北側に突堤構造物の計画が描かれています。これは、実際の事業に際して、第十堰の存置を前提とした計画に変更したことが読み取れます。

さらに、デ・レーケが提言した覚円堤防の撤去も行われることはなく、両岸の引堤方式を採用し川幅を 180 間から 360 間に拡幅しています。このように、デ・レーケが吉野川検査復命書で提言した対策と吉野川修築事業は一致していませんが、その理由はよく分っていません。(図5)

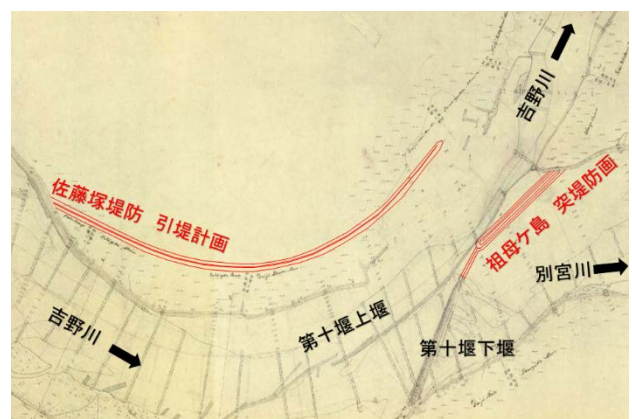


図 5.明治 21 年吉野川平面図（筆者加筆）

## (2) 沖野忠雄の存続論

吉野川修築事業は、明治22年(1889)に中止になりましたが、その後の水害、河川法制定、徳島県の熱心な要望活動等を踏まえ、吉野川改修事業(吉野川第一期改修事業)は、明治40年(1907)に漸く再開されることになりました。この事業は、沖野忠雄らによる日本人技術者により明治35年(1902)に策定された「吉野川高水防御工事計画意見書」に基づき実施されています。

この計画書における第十堰の扱いは、「別宮川の分水口にある第十堰は、原形のまま残しておく。そもそもこの堰は数百年にわたり存続しているので、堰の上下流の川底に著しい高低差が生じている。今、この堰を撤去しても、上流側の川底の低下を防ぐためには、また別の堰をつくるしか方策ないないだろう。このことが第十堰を据え置く理由である。」と記載されており、吉野川改修事業では存続する計画としています。

## (3) 徳島県議会、徳島毎日新聞による撤去論

吉野川改修事業は、第十堰を残す計画で明治40年に着手しましたが、暫くは用地買収・補償を先行していたので、実際の工事は、明治45年5月に起工式を行って着工しましたが、直前の明治43年頃になって徳島県議会では第十堰の撤去問題が議論され、徳島毎日新聞も「吉野川改修設計変更論～第十堰撤去問題～」の見出しで5回に分けて連載しました。

その要旨は、「第十堰の撤去問題は、吉野川治水上極めて重大な問題であり、過去より県民が大いに騒ぎ立てた歴史がある。しかし、今や堰を撤去する声が各所に起こってきた。今日の進歩した土木技術によって、撤去した場合の善後策を立てれば、治水上、交通運輸、灌漑の観点で大きな利益が得られる」というものでした。

また、記事の最後に、「第十堰の撤去を無謀という時代は過ぎ去った。撤去に伴う善後策は沢山ある。第十堰は長蛇のような旧時代の遺物であるが、撤去して跡形もなくなるかと思えば多少の恐れはある。しかし、その効果があれば撤去することは生物無生物を通じての原則である。このために進歩があるのだ。第十堰の撤去は確かに徳島県の進歩を示すものであり、撤去に反対するものはいないだろう。」とまとめています。



## 5. 吉野川改修事業以降の第十堰

明治中期から末期にかけて、第十堰については、上記のような撤去論と存続論がありますが、吉野川改修事業では、第十堰を残したまま築堤工事等が進められ、堰直上流の本流への分派口に土砂が堆積することによる導水や舟運への影響については、分派口を第十堰から上流約1kmへ付け替えることにより対応しました。

別宮川三郎の認識として、第十堰の撤去は、論理的に必要性を認めることができたとしても、先年まで第十堰撤去という議論をすれば竹槍騒ぎで、県民の怨府になったといわれており、実際には、利害関係者の調整が非常に困難で実施できなかったことを示していると思います。また、技術的、費用的な側面もあったかもしれません。当時は、堰の様々な課題を認識しつつも、徳島県民の最大の悲願であった水害常襲地帯から脱却に重点をおき、第十堰の問題は次の世代へ託したのではないかと思います。

その後、第十堰は、洪水への影響、老朽化の問題を解決するために、平成3年から約1km下流地点に可動堰へ改築することとして建設事業に着手しましたが、大規模公共事業への逆風、マスコミや市民団体からの不信感が高まり反対運動へ発展しました。一方で事業推進団体から

「30万人の署名」が建設大臣に提出されましたが、平成12年に徳島市で行われた「住民投票」では事業への反対が多数を占めるとともに、同年の「公共事業の抜本的見直しに関する三党合意」において、事業の「白紙勧告」を受けて現在に至っており、「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、第十堰の現状と課題を踏まえ、現状を少しでも良くするため、可動堰にはこだわらずにこれまで検討していない可動堰以外の方法について検討を進めあらゆる選択肢について評価を行って結論を得ることとしています。

第十堰は、県民にとってかけがえのない大切な施設であり、その利水機能は多くの県民の暮らしを支えているといっても過言ではありません。しかし、その重要な施設も老朽化が進み治水上の様々な課題を抱えていることも事実です。私たち世代は、少しでも良くして次の世代に引き継ぐ必要があると思います。

## あとがき

吉野川では、藩政末期からの治水対策により、連続堤防を築き、多くの地域に恩恵をもたらしています。吉野川治水は、白紙の状態から検討したものではなく、時点、時点での社会情勢や必要性を踏まえて、先人たちの努力によって、時には、尊い命や貴重な財産を犠牲にして段階的に積み重ねられた結果であると言っても過言ではありません。私たち世代は、先人たちが築いてきた治水利水の財産を一時的に預かり、その恩恵を享受しているに過ぎないのです。しかし、残念ながら、治水利水の歴史が十分に伝承できているとは言えないと思います。

平成28年（2016）6月、「職員自らが吉野川に関する情報を幅広く発信し、さらに吉野川のファンを増やすこと！！」を大きな目標に掲げ、Ourよしのがわは創刊しました。創刊メンバーである私は、別宮川三郎というペンネームで「吉野川歴史探訪」を担当し、これまで7年余り、吉野川の治水や利水に関する出来事を紹介してきましたが、その思いは、これまでの「川の流れのあゆみ」を知り、先人への感謝とともに、「少しでも治水や利水の安全性や利便性を高めて、後世に引き継ぐ」ことにあり、54編に分けて掲載してきましたが、未来に伝えたい出来事は概ね紹介できたと感じています。これまで、原稿作成のため、吉野川百年史や古い図面と向き合ったり、地名を覚えたり、図書館に通ったり、スクーターであぜ道を走ったりする日々の中、新しい発見や知見を得たことや、多くの方と知り合えたことは、自分自身の人生が豊かになったと感謝しております。

過去、吉野川では第十堰建設事業を巡り混乱しましたが、その議論は入口で賛否がわかれ、第十堰が何故そこに存在しているのか。人々の暮らしにどれほどの恩恵を与えているのか。これまでの経緯や現状を踏まえ未来に何を残すべきなのかなど、本質的な議論が十分ではなかったように思います。この吉野川歴史探訪が、多様な意見をもつ人々の共通認識となって、お互いの意見を尊重しあえるような基礎資料になれば嬉しい限りです。

吉野川歴史探訪の別宮川三郎編は今回で完結しますが、今後は、専門家の方により装いを新たに歴史探訪が始まるのでよろしく申し上げます。最後に、これまで、吉野川歴史探訪を読んでくださった皆さん、原稿執筆にご協力いただいた皆さん、原稿入稿が遅れがちな私でしたが暖かく見守ってくださった編集委員の皆さんに感謝したいと思います。皆さん、ありがとうございました。

別宮川三郎

